文系ラボ　日本史のテーマ史

日本史 税制史 確認問題集

全19問　／　解答・解説は後半　　名前 _____

記事「日本史 税制史の流れ｜租・庸・調から消費税まで横断整理」を読んだあとに解く問題集です。答えを書いてから後半の解答・解説で確かめ、間違えた問題は解説にある記事の節を読み直してください。

第1部　一問一答

問いに当てはまる語句を答えなさい。

1 律令制で、庸や調を都まで運んだ人々を何というか。

2 律令制で、租として納められた稲は、どこに蓄えられて何の財源となったか。

3 10世紀以降、田地の面積を基準に課された税を何というか。

4 平安時代、任国に赴いた国司の最上席の者で、国内の徴税を一手に担った者を何というか。

5 中世の荘園で、年貢以外に課された山や海の特産物、手工業品などの雑税を何というか。

6 中世に、家屋の棟数に応じて課された税を何というか。

7 江戸時代、山林・原野・河海の産物などにかけられた雑税を何というか。

8 江戸時代、宿駅の人馬が足りないときに、近くの村が人馬を出した負担を何というか。

9 1878年に出された三新法のうち、府県の税を地方税としてまとめた法令は何か。

10 1947年に所得税・法人税・相続税に取り入れられた、納税者が自分で税額を計算して申告する制度を何というか。

第2部　正誤問題

次の文ア〜エのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

11 律令制の税について。

ア　租は、田の面積に応じて稲を納める税であった。
イ　庸は、都での労役の代わりに布などを納める税で、京・畿内では免除された。
ウ　雑徭は、都で年10日の労役につく負担であった。
エ　公出挙は、春に稲を貸し付け、秋に利息をつけて返させる制度であった。

12 平安時代から室町時代の税について。

ア　10世紀の初めごろ、人を単位とする課税から田地を単位とする課税に変わった。
イ　負名は、名の耕作と納税を請け負った有力な農民である。
ウ　尾張国郡司百姓等解は、郡司や百姓らが国守の非法を訴えた文書である。
エ　土倉役・酒屋役は、鎌倉幕府が京都の商人に課した税であった。

13 江戸時代の年貢について。

ア　年貢は村ごとにまとめて割り当てられ、村の責任で納められた。
イ　定免法は、毎年役人が作柄を調べて年貢を決める方法である。
ウ　享保の改革では、定免法が採用されて幕領に広がった。
エ　上げ米の代わりに、参勤交代で江戸にいる期間が半年に縮められた。

14 近代以降の税と政治について。

ア　1887年に創設された所得税は、当初は年所得300円以上の個人に課された。
イ　1889年の衆議院議員選挙法では、直接国税15円以上を納める25歳以上の男子に選挙権が与えられた。
ウ　1925年の普通選挙法で、女性にも選挙権が認められた。
エ　1949年のシャウプ勧告は、直接税中心の税制を勧めた。

第3部　年代の並べ替え

次のア〜エを、古いものから年代順に並べなさい。

15 古代から近世の税に関するできごとを年代順に並べなさい。

ア　太閤検地が始まった。
イ　大宝律令が完成した。
ウ　尾張国郡司百姓等解が出された。
エ　室町幕府が酒屋・土倉への課税権を掌握した。

16 明治時代の税に関するできごとを年代順に並べなさい。

ア　所得税が創設された。
イ　地方税規則が出された。
ウ　地租改正条例が出された。
エ　営業税法が成立し、主な営業税が国税に移された。

17 明治後期から戦後の税に関するできごとを年代順に並べなさい。

ア　シャウプ勧告が出された。
イ　非常特別税が設けられた。
ウ　勤労所得に源泉徴収が取り入れられた。
エ　消費税が導入された。

第4部　論述問題

次の問いに答えなさい。字数は目安です。

18 10世紀前後に、課税の方法がどのように変わったか。変わった理由にもふれながら120字程度で説明しなさい。

19 明治政府が所得税を創設した理由と、当初の所得税の特徴を100字程度で説明しなさい。

日本史 税制史 確認問題集　解答・解説

第1部　一問一答

1 **運脚**

運ぶための労力や旅の費用は、納める側が負担するのが原則でした。庸・調が中央の財源だったことと結びつけて覚えます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代

2 **国の倉（正倉）に蓄えられ、地方の財源となった**

庸・調が都に運ばれて中央の財源になったのに対し、租は地方に蓄えられました。行き先の違いは正誤問題でよくずらされます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代（律令の税の表）

3 **官物**

国司が国内に課したさまざまな労役・物品の臨時雑役と並ぶ、平安時代の課税の2本柱です。のちの荘園の年貢へつながります。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

4 **受領**

決められた額をこえて取り立てて富を蓄える者も現れ、尾張国郡司百姓等解のように訴えられる例もありました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

5 **公事**

農民の負担は、年貢・公事・夫役の3つに大きく分けられます。夫役は労働で納める負担です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉・室町時代

6 **棟別銭**

田地の面積に応じた段銭とともに、室町幕府の財源となりました。どちらも、もとは臨時の税でした。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉・室町時代

7 **小物成**

田畑・屋敷にかかる基本の年貢である本途物成（本年貢）と対にして覚えます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代

8 **助郷役**

年貢以外の負担には、村高に応じた高掛物や、大河川の工事などのための国役もありました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代

9 **地方税規則**

地方税の中身は、地租の5分の1以内の地租割、営業税・雑種税、戸数割に限られました。郡区町村編制法・府県会規則とあわせて三新法と呼びます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代前期

10 **申告納税制度**

戦前は、税務行政の側が税額を決める賦課課税方式が基本でした。1949年のシャウプ勧告より前の改革である点に注意します。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／戦後

第2部　正誤問題

11 **ウ**

雑徭は国司のもとでの労役で、正丁は年60日以内でした。都での10日の労役（歳役）の代わりに納めるのが庸です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代、入試で狙われるポイント

12 **エ**

土倉役・酒屋役は室町幕府の財源です。1393年に幕府は酒屋・土倉への課税権を掌握しました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代、鎌倉・室町時代

13 **イ**

毎年作柄を調べるのは検見法です。定免法は過去数年の平均から年貢を決め、一定期間は同じ額を取りました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代、比べて覚える

14 **ウ**

1925年の普通選挙法は、納税要件を撤廃して25歳以上の男子に選挙権を認めたものです。女性の選挙権は1945年の改正からです。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治後期〜昭和戦前、入試で狙われるポイント

第3部　年代の並べ替え

15 **イ→ウ→エ→ア**

大宝律令（701年）→尾張国郡司百姓等解（988年）→酒屋・土倉への課税（1393年）→太閤検地の開始（1582年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

16 **ウ→イ→ア→エ**

地租改正条例（1873年）→地方税規則（1878年）→所得税の創設（1887年）→営業税法（1896年）の順です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代前期、明治後期〜昭和戦前

17 **イ→ウ→ア→エ**

非常特別税（1904年）→源泉徴収の導入（1940年）→シャウプ勧告（1949年）→消費税の導入（1989年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

第4部　論述問題

18 **解答例：律令制では戸籍・計帳で人を把握し、成人男子に調・庸・雑徭を課した。しかし偽籍や浮浪・逃亡で課税の対象が減り、この方法は行きづまった。そこで10世紀初めごろ、田地を名に分けて負名に納税を請け負わせ、官物・臨時雑役を課す土地中心の課税に変えた。**

採点のポイント：①律令制は人（成人男子）を単位とした課税、②偽籍・浮浪・逃亡による行きづまり、③名・負名による田地を単位とした課税、④官物・臨時雑役、の4点が入っているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代、論述で使える要点

19 **解答例：地租中心の税制では農民に負担がかたより、商工業が発達しても税収が伸びなかったため、1887年に所得税が創設された。当初は年所得300円以上の個人だけが対象で、税率は1〜3%であった。**

採点のポイント：①地租に頼る税制の問題点、②1887年の創設、③年所得300円以上の個人が対象、の3点が入っているか。1899年に法人の所得にも課税されたことまで書けるとさらによい。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治後期〜昭和戦前

記事：日本史 税制史の流れ｜租・庸・調から消費税まで横断整理　https://lawcityblog.com/nihonshi-theme-zeisei/
問題・解説は文系ラボのオリジナルです。無断転載を禁じます。